

○愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の取扱い基準  
 ○学生団体による施設使用の取扱い基準  
 意見聴取の結果報告

対象学生数: 972名(在学生数から学部・大学院重複在籍者、住所不明者などを控除)等を控除  
 回答数: 24件(回収率 2.4%)

○愛媛大学城北キャンパス臨時駐車許可証の取扱い基準

- ①現在の基準における「許可証申請事由」は適切ですか? はい 20 いいえ 4  
 ②現在の基準における「申請書に記載する事項」は適切ですか? はい 20 いいえ 4

○学生団体による施設使用の取扱い基準

- ④現在の基準における「貸出対象施設」は適切ですか? はい 21 いいえ 3  
 ⑤現在の「審査基準」は適切ですか? はい 20 いいえ 4

※意見聴取の際に寄せられた意見は、愛媛学習センターのホームページに原文のまま掲載しています。

意見聴取の結果を参考に、現状調査等を踏まえた「取扱い基準」の見直し状況は次のとおりです。

基準	見直しの有無	説明
愛媛大学城北キャンパス 臨時駐車許可証の 取扱い基準	無	【補足説明】愛媛大学城北キャンパスの駐車場を利用したいとき、この取扱い基準によるほか、外来者として正門守衛室で手続きをすることにより、駐車場に空きがあれば臨時駐車許可証の交付を受けることができます。
学生団体による施設 使用の取扱い基準	有	対象施設: 面接授業の控え室は受講登録者数にかかわらず1室とします。 審査の結果通知: 審査結果を、申し込んだ学生団体に通知します。(通知文書を各サークルのメールボックスに入れます。)

改正後の「学生団体による施設使用の取扱い基準」は2019年4月1日から適用します。